

Ⅰ 箱根山の火口周辺警報（噴火警戒レベル 2）について

1 箱根火山の状況

箱根山では、平成 27 年 4 月 26 日から大涌谷付近を震源とする火山性地震が増加し、5 月 5 日には箱根湯本に気象庁が設置した震度計で震度 1 を観測する地震が 3 回発生した。県温泉地学研究所の傾斜計では、火山活動に関連するとみられるわずかな変動が観測された。気象庁が実施した現地調査では、大涌谷温泉施設で蒸気が勢いよく噴出しているのを確認した。

これらのことから、気象庁では、噴火警戒レベルを 1（平常※）から、6 日午前 6 時に噴火警戒レベル 2（火口周辺警報）に引き上げた。

これを受け、箱根町では、6 日午前 6 時 10 分に大涌谷周辺に避難指示を発令し、火口周辺の立ち入りを禁止した。

※ 平成 27 年 5 月 18 日をもって、気象庁は噴火警戒レベルの定義（キーワード）を「平常」から「活火山であることに留意」に変更した。

2 これまでの箱根火山対策

箱根山の火山災害の事前対策及び迅速的確な対応を行うことを目的として、国の防災基本計画に基づき「箱根火山防災協議会」を設置した。

平成 26 年 7 月 「箱根火山防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。

箱根町を事務局として、県や県警、自衛隊、環境省、国土交通省、箱根町観光協会、箱根温泉旅館協同組合などが参加した。

平成 27 年 3 月 「箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」を協議会で作成した。

平成 27 年 4 月 マニュアルに基づく情報受伝達訓練を実施した。

（参考：富士山火山対策）

平成 26 年 2 月 「富士山火山広域避難計画」を三県（山梨、静岡、神奈川県）で策定した。

平成 26 年 10 月 三県で初めての合同訓練「富士山火山三県合同防災訓練 2014」を実施した。

3 主な措置状況

(1) レベル 1 の時点

4 月 26 日

県（温泉地学研究所、災害対策課、観光課）及び箱根町のホームページにより注意喚起をした。

5 月 4 日 午前 5 時

大涌谷自然研究路の閉鎖、大涌谷周辺のハイキングコースを閉鎖した。

5 月 4 日 午前 7 時 30 分頃

小田原警察署パトカーによる付近の警戒を開始した。

(2) レベル 2 発表後

ア 立入り規制

5 月 6 日 午前 6 時 10 分

箱根町が大涌谷周辺に避難指示を発令し、火口周辺の立ち入りを禁止した。

5月6日 午前6時30分から次の措置を実施した。

- (ア) 大涌谷へつながる県道734号について、県道735号との交点から大涌谷までの区間を、県西土木事務所小田原土木センターと小田原警察署が通行止め
- (イ) 箱根ロープウェイ(株)が桃源台から早雲山間の全線を運休
- (ウ) 大涌谷湖尻自然探勝歩道の姥子から大涌谷までの区間を県自然環境保全センターが閉鎖

イ 活動状況の観測・監視

- (ア) 県温泉地学研究所による観測・監視
- (イ) 気象庁機動観測班と県温泉地学研究所による現地調査を実施
- (ウ) 国土地理院による地殻変動の観測(GPSの設置等)

ウ 広報

- (ア) 県及び箱根町のホームページ等による広報

5月6日

立ち入り規制の情報を掲載した。
知事及び町長のメッセージを掲載した。

5月8日

県の特設ページ、フェイスブック、ツイッターを開設し、規制地域が箱根のごく一部であることや箱根の観光情報などを発信した。
環境省インターネット自然研究所「箱根・大涌谷」の静止画をリンク掲載した。
旅行・観光関係団体あて、正確な情報発信及び会員への周知を依頼した。

5月11日

県自然環境保全センターのカメラによる大涌谷のライブ映像の配信を開始した。
特設ページの英語版を掲載した。(順次、多言語化を実施)

- (イ) 広報統括官の選任

5月8日

県の情報を一元的に分かりやすく発信するため、広報統括官を選任した。

- (ウ) 観光PRの実施

5月16、17日

外国籍県民や観光客などに対して、不安を払拭し、観光をアピールするため、「あーすフェスタかながわ2015」や「かながわフェア in MARK IS」で、観光PRを実施した。

エ 庁内検討体制

5月6日

情報共有及び災害対策に係る調整を行うため、各局企画調整担当課長を主な構成員とする「神奈川県箱根火山庁内連絡会議」を設置した。

5月7日

人的被害ゼロ、風評被害ゼロを目指した対応を行うことを目的に、知事を筆頭に、両副知事、関連局長を構成員とする「神奈川県箱根火山緊急対策会議」を設置した。

オ 関係機関との連携強化

5月12日

県と箱根町との間で緊急に情報共有するためのテレビ会議システムを設置した。

5月16日

知事は箱根町長と、火山活動の状況や、箱根の観光スポットの集客状況を視察し、緊急的に行う防災対策と風評被害対策のための取組みを合同記者会見で表明した。

カ 事業者への支援

5月7日

大涌谷園地内の民間施設の残存物品等を事業者が引上げる作業の安全を確保するため、事業者に自然環境保全センター職員が同行した。

5月13日

県の中小企業制度融資の活用について、地元金融機関に周知した。

5月14日

温泉の供給を確保するメンテナンス作業の安全を確保するため、作業員に温泉地学研究所職員が同行した。

5月18日

5月7日に引き上げできなかった民間施設の残存物品等を事業者が引上げる作業に自然環境保全センター職員が同行した。

5月19日

風評被害等による売上減少企業の従業員の雇用を確保するため、国の制度である「雇用調整助成金」における売上減少の認定期間を短縮するなど、支給要件の緩和について、国に対して要望を行った。

4 今後の対応

(1) 人的被害ゼロをめざして

ア 火山観測・監視体制の強化

噴気や地熱の状況をリアルタイムで監視するための熱赤外カメラや長周期地震計等を早期に整備する。

火山灰を迅速に除去するためのホイールローダ2台の整備等、資機材整備の充実を図る。

イ 避難誘導體制の充実強化

県機動隊を箱根地区に配置するなど、即応体制を強化している。

小田原警察署パトカーによる付近警戒を継続する。

情勢に応じて、県警察航空隊航空機による上空警戒を実施する。

ウ 火山活動の活発化への対応

地元建設業者による「箱根見守り隊」を結成し、道路パトロールなどの取組みを行う。

エ 火山活動対応ロボットの緊急開発

地域のニーズに沿った活動を行う災害対応ロボットの緊急開発を進める。

(2) 風評被害ゼロをめざして

ア 箱根特別キャンペーンの実施

5月30、31日の県庁舎公開日に、日本大通りイベントと連携して、大涌谷の観光業者の出店、箱根町の観光情報の発信を行う。

関係団体等と調整の上、大規模な箱根誘客キャンペーンの実施を図る。

イ ふるさと旅行券

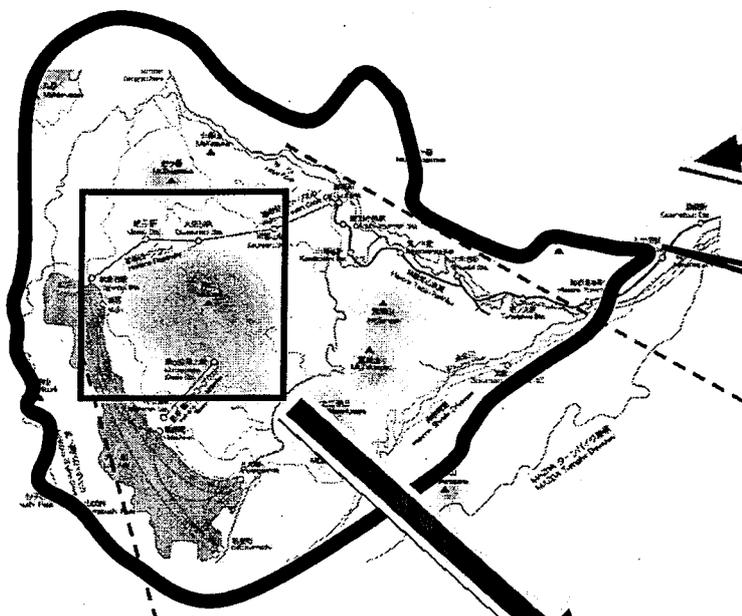
ふるさと旅行券の全国広報の中で、箱根誘客のPRを実施する。

本県のふるさと旅行券を使った箱根を応援する旅行商品を企画する。

参考

立入禁止区域

立入禁止区域 想定火口域周辺 (概ね半径 300メートル)



温泉地学研究所
(所在地：小田原市入生田)

- 立入禁止措置前からの規制
- 【大涌谷自然研究路】閉鎖
 - 【ハイキングコース】閉鎖
防ヶ沢～駒ヶ岳～大涌谷～早雲山駅
- 立入禁止措置に伴う規制
- 【県道 734号 (大涌谷小涌谷) 通行禁止】
県道 735号との交点から
大涌谷園地駐車場まで
 - 【ハイキングコース】閉鎖
大涌谷湖尻自然探勝歩道 (姥子～大涌谷)
大涌谷湖尻自然探勝歩道～県道交差点
 - 【箱根ロープウェイ】全線運休
桃源台駅～大涌谷駅～早雲山駅の全線

